

下市町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

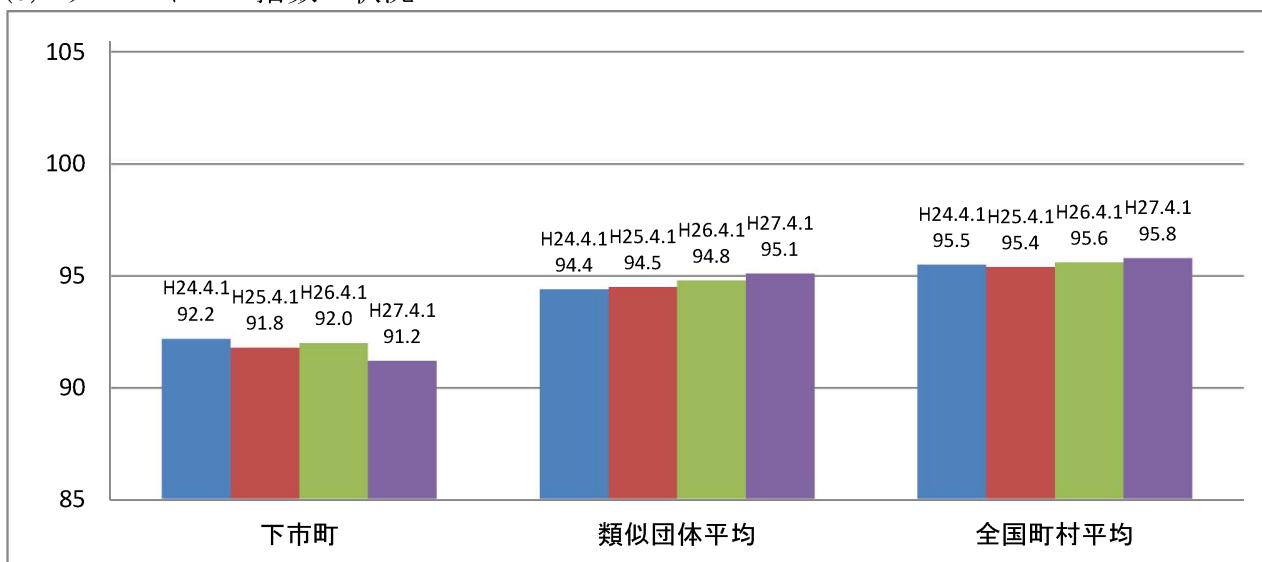
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成26年度	6,144	4,258,323	233,754	806,821	18.9	20.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成26年度	86	317,393	50,850	113,469	481,712	5,601	5,562

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

※下市町には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。
月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、国に準じて改定をおこなっています。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	公務員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %		
平成26年度	—	—	(— %)	—	—	—

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 月	公務員の 支給月数 月	較差 A-B 月	勧告 (改定月数) 月		
平成26年度	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合はその理由））

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ平均2%引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

下市町においては地域手当支給（制度）はありません。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について国と同様に見直しを実施。
教育職の給料表を一般行政職の給料表に統一。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下市町	43.9 歳	310,800 円	355,064 円	325,080 円
奈良県	43.2 歳	329,997 円	413,025 円	371,260 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.2 歳	307,472 円	360,858 円	333,354 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
下市町	50.5 歳	11 人	260,800 円	307,664 円	278,991 円	—	—	—	—
うち清掃職員	* 歳	3 人	* 円	* 円	* 円	廃棄物処理業	44.9 歳	289,500 円	—
うち学校給食員	* 歳	2 人	* 円	* 円	* 円	調理師	43.4 歳	257,700 円	—
奈良県	51.8 歳	90 人	314,790 円	369,091 円	350,296 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	49.8 歳	6 人	273,169 円	297,250 円	283,748 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
下市町	—	—	—
うち清掃職員	* 円	3,952,300 円	—
うち学校給食員	* 円	3,422,800 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成24年～26年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※人数が3人以下である平均給与月額等の欄は、個人情報保護のためアスタリスク（*）としています。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下市町	42.0 歳	311,400 円	342,700 円
奈良県	42.2 歳	349,201 円	395,410 円
類似団体	40.5 歳	291,144 円	316,922 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		下市町	奈 良 県	国
一般行政職	大学卒	163,600 円	180,800 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	135,400 円	137,450 円	－ 円
	中学卒	123,900 円	123,900 円	－ 円
教 育 職	大学卒	163,600 円	201,900 円	－ 円
	高校卒	－ 円	－ 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満	経験年数30年以上 35年未満
一般行政職	大学卒	* 円	349,300 円	* 円	401,000 円
	高校卒	- 円	312,000 円	* 円	* 円
技能労務職	高校卒	- 円	* 円	271,800 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

※人数が3人以下である欄は、個人情報保護のためアスタリスク（*）としています。

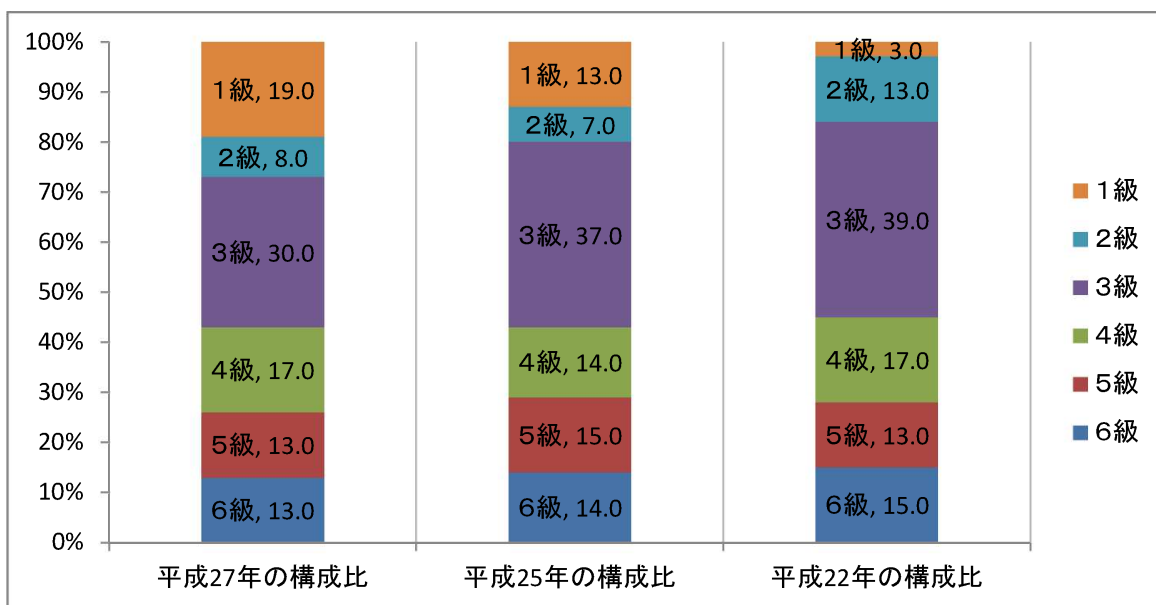
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	1 定型的な業務を行う職務 2 主事補の職務 3 幼稚園の教諭の職務	14 人	19 %	137,600 円	244,900 円
2級	主事及びこの職務に相当する職務	6 人	8 %	187,700 円	301,900 円
3級	主査及びこの職務に相当する職務	23 人	30 %	223,900 円	347,700 円
4級	補佐及びこの職務に相当する職務	13 人	17 %	258,300 円	378,700 円
5級	主幹及び園長の職務	10 人	13 %	285,000 円	390,700 円
6級	参事及び課長の職務	10 人	13 %	315,800 円	407,900 円

(注) 1 下市町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- ・昇給日前1年間の勤務成績（休職・育児休業等の期間を除算）により、昇給すべき号俸を決定しています。
- ・地方公務員法第40条の規定に基づく人事評価は、平成28年度から実施します。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

下市町	奈良県	国
1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,319 千円	1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,536 千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 () 月分 () 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・管理職加算5%~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

・地方公務員法第40条の規定に基づく人事評価は平成28年度から実施するため、現時点で勤勉手当への勤務実績の反映は行っていません。

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

下市町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月	25.55625 月
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月	34.5825 月
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月	49.59 月
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月	49.59 月
その他の加算	定年前早期退職特例措置 (2%~4.5%加算)		その他の加算	定年前早期退職特例措置 (2%~4.5%加算)	
1人当たり平均支給額	20,414 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

※下市町においては地域手当支給（制度）はありません。

支給実績（平成26年度決算）			
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）			
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）		647		千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		58,818		円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）		12.7		%
手当の種類（手当数）		8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成26年度決算)	左記職員に対する支給単価
町税事務等 従事手当	町税事務等に従事する職員	調査、検査又は徴収事務に従事した際に支給	千円	月額 日額 1,500 250 円
廃棄物収集 手当	廃棄物の収集並びに処理作業に従事する職員	廃棄物の収集並びに処理作業に従事した際に支給	442 千円	月額 5,000 円
死体火葬従 事手当	死体の火葬に従事する職員	死体火葬に従事した際に支給	千円	1体 3,500 円
公用車等運 転作業手当	公用自動車及び特殊自動車の運転作業に従事する職員	公用自動車及び特殊自動車の運転作業に従事した際に支給	32 千円	町長車の運転 月額 2,500 マイクロバスの運転（50km以上） 日額 500 マイクロバスの運転（50km未満） 日額 250 円 特殊自動車の運転 日額 500 霊柩車の運転 1回 1,500
感染症まん 延防止当 作 業 従 事 手 当	感染症のまん延防止等の作業に従事する職員	感染症のまん延防止等の作業に従事した際に支給	千円	日額 1,000 円
行旅病人取 扱 手 当	行旅病人又は行旅死亡の収容護送作業に従事する職員	行旅病人又は行旅死亡の収容護送作業に従事した際に支給	千円	日額 1,000 円
下市温泉秋 津 荘 等 勤 務 手 当	下市温泉秋津荘及び明水館の業務に従事する職員	下市温泉秋津荘及び明水館業務に従事した際に支給	171 千円	月額 2,500 円
用地取得等 交 渉 業 務 従 事 手 当	用地取得当交渉業務に従事する職員	用地取得当交渉業務に従事した際に支給	千円	日額 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	10,656	千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	123	千円
支給実績（平成25年度決算）	12,760	千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	143	千円

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	・配偶者：13,000円 ・配偶者以外の扶養親族：6,500円 （配偶者がいない場合の1人目の扶養親族：11,000円） ※満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子は、1人につき5,000円を加算	同	—	11,151 千円	265,500 円
住居手当	・借家・借間居住者 最高支給限度：27,000円	同	—	3,423 千円	244,500 円
通勤手当	・交通機関利用者（1ヵ月当たりの最高支給限度）：55,000円 ・交通用具（自家用車など）利用者（最高限度額）：31,600円 ※通勤距離が2km以上の者に支給し、支給額は距離に応じて区分	同	—	6,241 千円	89,157 円
管理職手当	・課長級：給与月額6.75% ・主幹級：給与月額6% ・課長補佐級：給与月額5.25%	同	—	8,370 千円	288,620 円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給料月額等			
給 料	町 長	612,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
		(720,000 円)			850,000 円 / 350,000 円
報 酬	副 町 長	610,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
		(円)			710,000 円 / 360,000 円
報 酬	議 長	328,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
		(円)			365,000 円 / 205,000 円
		274,000 円			(参考) 類似団体における最高/最低額
(円)	320,000 円 / 175,000 円				
報 酬	議 員	254,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
		(円)			300,000 円 / 155,000 円
		町 長			(平成26年度支給割合) 6月期 1.4月分 12月期 1.7月分 計 3.1月分
副 町 長					
期 末 手 当	議 長	(平成26年度支給割合)	6月期 1.6月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分		
					副 議 長
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		給料月額×勤続年数×520/100	14,976,000円	任期毎・通算の選択制	
	副 町 長	給料月額×勤続年数×330/100	8,052,000円	任期毎・通算の選択制	
退 職 手 当	備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

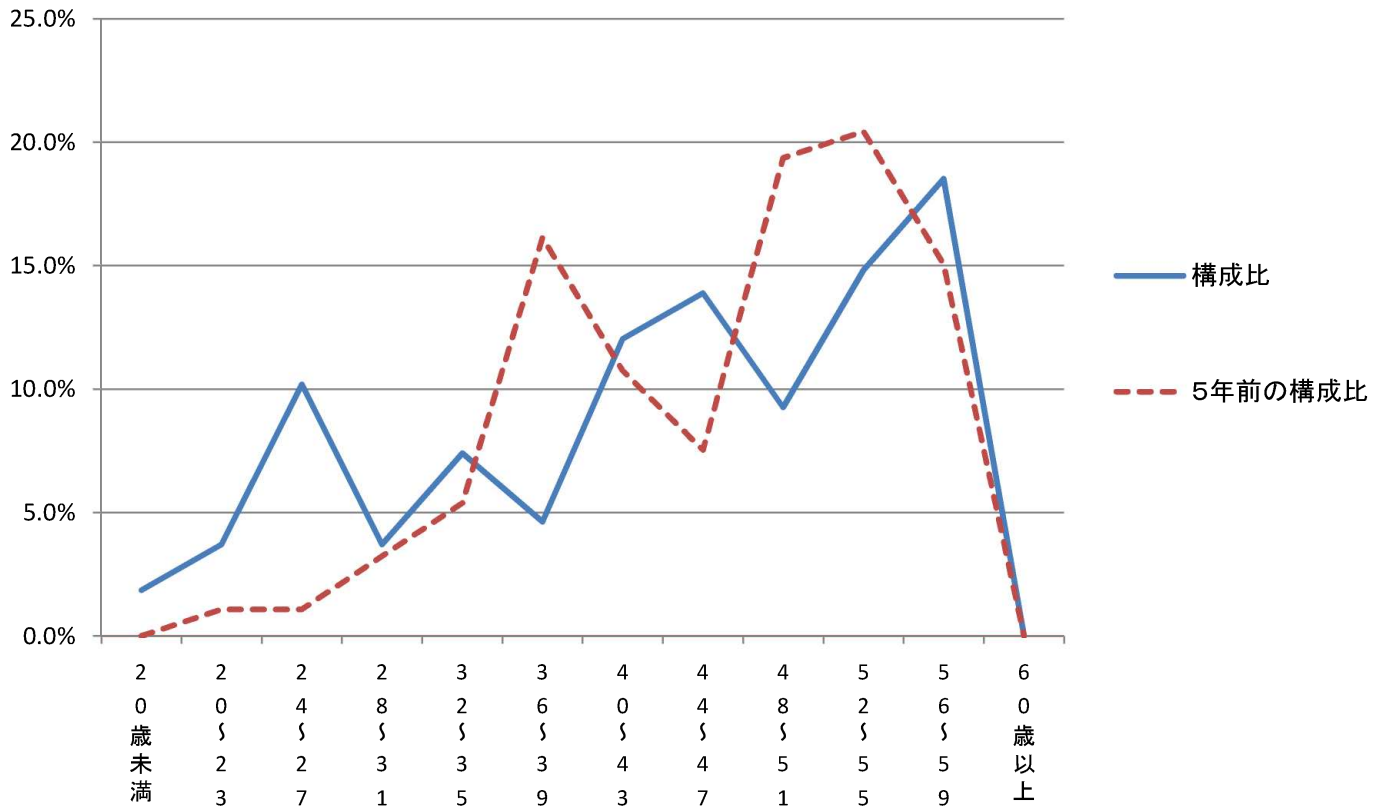
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
普通会計部門	議会	1	1	0	
	町長部局	71	69	▲ 2	欠員不補充
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
				0	
	計	72	70	▲ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.93 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数) 102.43 人
教育部門	18	16	▲ 2	欠員不補充	
消防部門	0	0	0		
小計	90	86	▲ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 139.97 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数) 124.69 人	
公営企業等会計部門	水道	6	6	0	
	下水道	3	3	0	
	その他	13	13	0	
				0	
	小計	22	22	0	
合計	112 [181]	108 [181]	▲ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 175.78 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	2	4	11	4	8	5	13	15	10	16	20	0	108

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)	
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			
一般行政	68	69	69	71	72	70	2	(2.9 %)	
教育	24	23	20	18	17	16	▲ 8	(▲ 33.3 %)	
消防	0	0	0	0	0	0	0	(0.0 %)	
普通会計計	92	92	89	89	89	86	▲ 6	(▲ 6.5 %)	
公営企業等会計計	23	22	22	22	22	22	▲ 1	(▲ 4.3 %)	
総合計	115	114	111	111	111	108	▲ 7	(▲ 6.1 %)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 240,099	千円 △16,680	千円 33,241	% 13.8	% 10.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
26年度	人 5	千円 17,989	千円 3,629	千円 6,060	千円 27,678	千円 5,535	千円 6,218

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

特にありません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下市町	49.2歳	306,316円	461,300円
団体平均	44.9歳	348,021円	517,229円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下市町	下市町（水道事業除く）
1人当たり平均支給額（26年度） 1,212千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,319千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 ()月分 ()月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 ()月分 ()月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5.25%～6.75%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5.25%～6.75%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（27年4月1日現在）

下 市 町			普通会計（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.590月分	49.59月分	最高限度額	49.590月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
（退職時特別昇給）			（退職時特別昇給）		
1人当たり平均支給額 千円			1人当たり平均支給額 20,414 千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、対象者が一人のため省略します。

ウ 地域手当（27年4月1日現在）

※ 下市町においては地域手当支給（制度）はありません。

支給実績（26年度決算）			千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）			円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		87千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		37,400円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		100%		
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
特殊勤務手当	上下水道課職員	維持管理業務	187千円	日額 3,250円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	204 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	51 千円
支給実績（25年度決算）	218 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	73 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者：13,000円 ・配偶者以外の扶養親族：6,500円 （配偶者がいない場合の1人目の扶養親族：11,000円） ※満16歳の年度の初めから満22歳の年度末までの子は、1人につき5,000円を加算 	同	—	390千円	195,000円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家・借間居住者 最高支給限度：27,000円 	同	—	0千円	0円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者（1ヵ月当たりの最高支給限度）：55,000円 ・交通用具（自家用車など）利用者（最高限度額）：24,500円 ※通勤距離が2km以上の者に支給し、支給額は距離に応じて区分 	同	—	330千円	66,000円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・課長級：給与月額の6.75% ・主幹級：給与月額6% ・課長補佐級：給与月額5.25% 	同	—	276千円	276,000円